

建設業法・入契法の改正に伴う施工体制に関する様式等の変更について（お知らせ）

令和2年12月
山口県

令和2年10月1日から施行された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第30号）において、監理技術者の専任義務が緩和されるとともに、施工体制台帳の記載事項等に工事の従事者に関する事項（社会保険の加入状況等）が追加されたことなどを踏まえ、下記のとおり施工体制に関する様式等の一部変更を行いましたので、お知らせします。

記

1 適正な下請契約及び施工体制の確保について

- 改正建設業法等を踏まえ、様式等の一部（別紙1～8、別紙10～13）を変更（主な変更点）
 - ・監理技術者の専任義務の緩和に伴う特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する記載を追加
 - ・施工体制台帳及び再下請負通知書に記載する事項の追加（建設工事の従事者に関する事項*） ※氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等
 - ・施工体系図に記載する事項の追加（下請負人に関する事項）
 - ・施工体制台帳作成要領等に、下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事に関する事項を追加

（注）監理技術者の専任義務の緩和に関する事項を除き、施行日（令和2年10月1日）以降に契約が締結された工事に適用されます。

2 監理技術者等の途中交代の取扱いについて

- 途中交代の対象となる技術者に、特例監理技術者及び監理技術者補佐を追加
- 監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、途中交代に該当しないことを明記

3 工事現場等における施工体制の点検要領

- 点検要領に、特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する記載を追加

<留意事項>

- 作成例として示した様式（施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書）については、今後、示される国の様式等を踏まえ変更する場合があります。
- 改正に伴う様式等は、山口県技術管理課のホームページに掲載しています。

▶適正な下請契約及び施工体制の確保について

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/gijyutucidou/gijyutucidou.html>

▶入札契約制度・契約に係る要綱等（監理技術者等の途中交代、施工体制の点検要領）

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/nyukei/nyukei_youkou.html